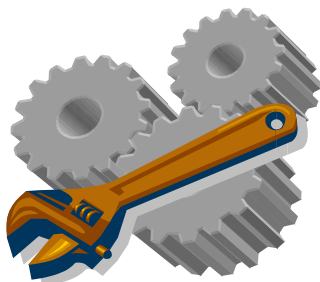


# 「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」のあらまし

## ～工場等の騒音・振動規制について～



「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」(以下「市条例」といいます。)では、騒音又は振動を発生する施設を設置する場合の届出義務や、工場又は事業場の敷地境界線上での規制基準を次のとおり定めています。これらの規制を遵守するとともに、騒音又は振動の低減に努めてください。

### 1 規制基準について

工場又は事業場は、敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

#### 騒音に係る規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	朝(6時～8時) 夕(18時～21時)	昼間 (8時～18時)	夜間 (21時～翌日6時)
①第1・2種低層住居専用地域		45	50	40
②第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		50	55	45
③近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (※1)		60 (55)	65 (60)	55 (50)
④工業地域 (※2)		65 (60)	70 (65)	60 (55)

(※1) ③の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲 50メートル以内の区域及び①・②の区域との境界線より 15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

(※2) ④の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲 50メートル以内の区域及び①・②・③の区域との境界線より 15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

#### 振動に係る規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌日6時)
①第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		60	55
②近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65	60
③工業地域 (※)		70 (65)	65 (60)

(※) ③の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲 50メートル以内の区域及び①の区域との境界線より 15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

## 2 届出について

騒音規制法又は振動規制法に基づき届出が必要な施設を特定施設といい、市条例に必要な施設を指定施設といいます。

### 届出が必要な施設一覧表

施設名	騒音		振動		備考	
	法	市条例	法	市条例		
金属加工機械	圧延機械	22.5kW			原動機の定格出力の合計	
	製管機械	○				
	ベンディングマシン	※3.75kW	※○		○	※ロール式のものに限る
	液圧プレス	○		○		矯正プレスを除く
	矯正プレス		○		○	
	機械プレス	※294kN (30t)	○	○		※呼び加圧能力
	せん断機	3.75kW	○	1kW	○	
	鍛造機	○		○		
	ワイヤーフォーミングマシン	○		37.5kW	※15kW	※原動機の定格出力の合計
	ブラスト	※○	○			※タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
	タンブラー	○				
	自動旋盤		○			棒材作業用のものに限る
	数値制御フライス盤		○			
	マシニングセンタ		○			
	平削盤		○		○	
	切断機	○				といしを用いるものに限る
グラインダー		○			工具用及び精密加工用を除く。垂鉛版用のもの以外は2台以上	
自動やすり目立機		2.25kW				
機等圧縮	空気圧縮機	7.5kW	2.25kW	7.5kW		
	空気圧縮機以外の圧縮機		2.25kW	7.5kW		
	送風機	7.5kW	3.7kW			
粉碎機	土石用等の破碎機、摩碎機、ふるい、分級機	7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
	穀物用製粉機	※7.5kW	* ○		* 3.7kW	※ロール式のものに限る * 破碎機、摩碎機を含む
	食品加工用粉碎機		○		※3.7kW	※破碎機、摩碎機を含む
	その他の用に供する粉碎機		○		3.7kW	破碎機、摩碎機を含む
繊維機械	織機	○		○		原動機を用いるものに限る
	紡績機械		○			
	編組機		○			2台以上
	撚糸機		○			
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	※0.45m <sup>3</sup>	※○		○	※混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
	コンクリートブロックマシン			2.95kW		原動機の定格出力の合計
	コンクリート管・柱製造機械			10kW		原動機の定格出力の合計
	アスファルトプラント	※200kg	○			※混練重量

施設名		騒音		振動		備考
		法	市条例	法	市条例	
木材加工用機械	ドラムバーカー	○		○		
	チッパー	2.25kW		2.2kW		
	碎木機	○				
	帯のこ盤・丸のこ盤	※15kw * 2.25kW	○			※製材用 * 木工用
	かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機		○				
印刷機械		※○		2.2kW		※原動機を用いるものに限る
ロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		○	※30kW		※カレンダーロール機を除く
	その他ロール機		○			金属及び食品加工用を除く
成型加工機	合成樹脂用射出成形機	○		○		
	その他の合成樹脂成型加工機械		○		※15kW	※原動機の定格出力の合計
鋳造型機		○		○		ジョルト式に限る
エヤーハンマ			○			
走行クレーン			5t		5t	吊り上げ能力
工業用動力マシン			○			3台以上
紙工機械			2.25kW		15kW	原動機の定格出力の合計
遠心分離機			1.2m		1.2m	直径
集じん装置			○			
かくはん機			2.25kW			
電気炉			○			鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン			○			
冷凍機及び空調機			7.5kW			クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するものに限る
クーリングタワー			2.2kW			
スチームクリーナー			2.25kW			原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機			○			
オイルバーナ			○			ロータリー式、ガンタイプ式を除く
貨物の積卸しのために貨物車を停留させることを目的として設置した施設			35m			停留場所又はこれと同様の場所の幅の合計
野球の打撃練習の用に供するピッチングマシン			○			5台以上

- ・「法」の欄に○または数値のあるものが特定施設で「市条例」の欄に○または数値のあるものが指定施設です。
- ・表中の数値、例えば7.5kWは原動機の定格出力が7.5kW以上のものが届出が必要であることを表します。

## 届出の種類

届出の種類		提出期限	根拠条文
設置届出	工場又は事業場において、施設を設置する場合	設置の工事開始の30日前まで	法 第6条 市条例 第29条
使用届出	法または市条例の改正により追加された施設がすでに設置されている場合	届出対象となった日から30日以内	法 第7条 市条例 第30条
数変更届出	施設を増設する場合	変更の工事開始の30日前まで	法 第8条 市条例 第31条
騒音等防止方法変更届出	騒音・振動の防止方法を変更する場合		
氏名等変更届出	届出者の氏名、住所などを変更する場合	変更後30日以内	法 第10、11条 市条例 第33、34条
使用全廃届出	全ての施設の使用を廃止する場合		
承継届出	全ての施設を譲り受けまたは借り受けた場合		

※ 騒音規制法に定める特定施設を設置している工場又は事業場については、騒音に係る市条例の届出は必要ありません。また、振動規制法に定める特定施設を設置している工場又は事業場についても、振動に係る市条例の届出は必要ありません。

## 3 改善命令、勧告、罰則について

### 計画変更勧告及び改善命令

設置届出、数変更届出及び騒音等防止方法変更届出の内容が規制基準に適合しないことによりその工場・事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告を受けます。

また、計画変更勧告に従わずに施設を設置した場合には、改善命令を受けます。

### 改善勧告及び改善命令

工場又は事業場において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことによりその工場又は事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善勧告を受けます。

また、改善勧告に従わない場合には、改善命令を受けます。

### 罰則

適切な届出をしない場合や、改善命令に従わない場合、懲役又は罰金が科せられます。

また、従業員などが業務に関して違反行為を行った場合、行為者のほかにその企業に対しても罰金が科せられます。